

令和6年5月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第2号

令和6年5月28日（火）午後4時00分

中央公民館3階 講堂

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 附議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
 - 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
 - 議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地（非農地）の農地台帳からの除外について
- 5 報告事項
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員（20名）

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員
春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員
芋川一浩委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員
竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員（17名）

小林剛委員、中山喜正委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員
小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員
堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、北澤公司委員
高山弥委員

○欠席委員

推進委員 宮崎喜久雄委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	小林 雄一
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	池田 翔大

(開会)
事務局 (小林局長)

(午後 4 時 00 分)

皆様お疲れさまでございます。ただ今から令和 6 年 5 月総会をはじめさせていただきます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定願います。それではここで出席人数の報告をいたします。ただいまの出席委員数は、農業委員 20 名中 20 名、推進委員 17 名中 16 名であります。

推進委員 延徳地区 宮崎喜久雄委員からは欠席の連絡がありました。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして、5 番高橋直樹委員、6 番春日雄司委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関しては、その議事に参与することができない」との規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。

事前に 19 番山田喜英委員からは、関連ある議案がある旨の連絡がございました。ただいま申し出された委員は、該当案件の審議の際に、退席願います。

日程 4、附議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

番号 1 番、譲渡人、住所・氏名、塩尻市、〇〇〇〇

譲受人、住所・氏名、上今井、〇〇〇〇

申請地、上今井〇〇〇〇、畑、外 3 筆、総面積 2004 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

以上、番号 1 番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件

を満たすものと考えます。 以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第1号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者、住所・氏名、 西条、〇〇〇〇

申請地： 西条〇〇〇〇、畑、面積 196 平方メートル

申請内容： 住宅 敷地

申請理由： 現在、自己所有の住宅に居住しているが、建物が広すぎるなどの理由により今後のことを考え住居を新築する。

3種農地 則 44（都市計画法の用途地域）

地目宅地の既存敷地面積 232.41 m²を含む全体敷地面積 428.41 m²

番号2番 申請者、住所・氏名、 小田中、〇〇〇〇

申請地： 小田中〇〇〇〇、田、外1筆、総面積 941 平方メートル

申請内容： 共同住宅 敷地

申請理由： 自身の高齢化や後継者がいないため農業経営規模を縮小するにあたり、土地を有効活用するため、共同住宅を新築したい。

3種農地 則 43

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第2号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者、譲受人、住所・氏名、 竹原、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 竹原、〇〇〇〇

申請地： 竹原〇〇〇〇、畑、面積 214 平方メートル

申請内容： 農業用資材倉庫 敷地

申請理由： 新規で農機具を購入予定であるが、その保管庫を新設したい。

1 種農地 令 4 ①Ⅱイ（農業用施設）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第 3 号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。なお、番号 9 番は、19 番 山田喜英委員が関係する案件であるため、後ほど審議いたします。それでは、議案第 4 号のうち、番号 1 番から 8 番及び番号 10 番から 27 番までを審議いたします。

事務局（池田主事）

議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第 4 号のうち、番号 1 番から 8 番及び番号 10 番から 27 番までを原案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第 4 号のうち、番号 1 番から 8 番及び番号 10 番から 27 番は原案のとおり決定することに決しました。

（山田喜英委員退席）

引き続き、議案第 4 号のうち、番号 9 番を審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

（説明）

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第 4 号のうち、番号 9 番

について原案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。
挙手全員であります。よって、議案第4号のうち、番号9番について原案のとおり決定することに決しました。

(山田喜英委員入室)

つぎに議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局(池田主事)

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
(説明)

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長(増田会長)

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。
ありませんければ、お諮りをいたします。議案第5号について、意見なしと決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第5号については、意見なしと決定することに決しました。

つぎに議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について議題とします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局(池田主事)

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
(説明)

以上であります。

議長(増田会長)

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第6号について、適とすることに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第6号は適とすることに決しました。

次に、議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地(非農地)の農地台帳からの除外についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局(池田主事)

議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地(非農地)の農地台帳からの除外について
(説明)

以上です。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第7号について、原案のとおり農地台帳から除外することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第7号は、原案のとおり農地台帳から除外することに決しました。

次に進みます。

農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

（説明）

以上です。

議長（増田会長）

報告事項ではありますが、ご質問、ご意見ありましたら、挙手をお願いします。

ありませんければ、本日の議事は以上となります。

事務局へお返しします。

事務局（小林局長）

増田会長お疲れ様でした。つづいて日程6 その他に入ります。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

（午後5時30分 閉会）
